

I 麻薬の年間報告及び麻薬取扱者免許申請について (麻薬小売業者)

麻薬年間報告

1 報告義務者

- ・令和5年9月30日現在、麻薬小売業者免許を有する者。又は、令和4年10月1日以降に麻薬業務を廃止した麻薬小売業者。

※報告義務者は、期間中の麻薬使用実績や在庫等がなくても、必ず報告しなければなりません。

2 報告に必要なもの

- ・麻薬年間報告書 2部
県庁ホームページから様式をダウンロードしてください。
- ・麻薬帳簿、麻薬譲渡書（年間報告書と突合するために使用）
- ・印鑑（報告書を訂正する際に使用）

3 記載上の注意

- ① 報告対象期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までです。
- ② 令和5年分と記入してください。
- ③ 「麻薬免許番号」は、麻薬免許証を確認のうえ記入してください。
- ④ 「業務所の名称」は、施設の正式名称（許可・届出時の名称）を記入してください。
- ⑤ 「氏名」は、麻薬小売業者（報告義務者）の氏名を記入してください。
- ⑥ 「期初在庫数量（前年10月1日の在庫数量）」は、昨年報告の「期末在庫数量（前年9月30日の在庫数量）」と一致すること。
- ⑦ 「受入数量」・「払出数量」は、麻薬帳簿、麻薬譲渡証及び今年9月30日現在の所有数量を確認のうえ記入してください。
- ⑧ 麻薬廃棄届に基づいて麻薬を廃棄した場合は、「備考」に廃棄届出年月日、廃棄年月日を記入してください。
- ⑨ 麻薬の品名欄には含有量、容量まで記載してください。例) フェントステープには、1mg、2mg等の含有量の異なる製品があります。
- ⑩ 在庫が全くない場合も、「なし」と記入し、必ず年間報告書を提出してください。

麻薬免許（継続）申請

1 免許継続申請該当者

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に免許を受けた者。

（麻薬免許番号は、21ではじまる6桁の数字となっています。）

※継続申請を行わないと、令和5年12月31日で免許の期限が切れます。

無免許での麻薬の取扱いは、罰則の対象です。

2 申請に必要なもの

- ・麻薬免許申請書 2部

県庁ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp>) から様式をダウンロードしてください。（トップページ>健康・福祉>くすり・薬物>麻薬・覚醒剤原料等）

- ・（法人の場合）麻薬関係業務役員組織図 2部

麻薬関係業務を行う役員を□□で囲んで下さい。

- ・診断書 2部（1部は写しで可）

代表取締役および麻薬関係の業務を行う役員全員分。

- ・申請手数料 3,900円（佐賀県収入証紙）

3 記載上の注意

- ① 「麻薬業務所の名称」は、施設の正式名称（許可・届出時の名称）を記入してください。
- ② 「許可又は免許の番号」には、薬局の許可証の番号を記入してください。
- ③ 「許可又は免許の年月日」には、許可の有効期間の開始日を記入して下さい。
- ④ 「欠格条項」は、該当事項がない場合は「なし」又は「全員なし」と記入してください。

※正しく記入いただいていることを確認するため、麻薬取扱者免許証の写しの持参にご協力をお願いします。

※有効期限が切れた免許証は、令和6年1月15日までに返納届とともに、管轄の保健福祉事務所に返納してください。

令和5年麻薬年間報告、麻薬施用者・管理者免許継続申請等受付日程

受付日	受付時間	地 区	受付場所
10/11 (水)	10:30～12:00 13:00～15:30	武雄市、杵島郡	杵藤保健福祉事務所 2階大会議室
10/13 (金)	10:00～12:00 13:00～16:00	佐賀市（薬局等）、多久市	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
10/16 (月)	10:30～12:00 13:00～15:30	鹿島市、嬉野市、藤津郡	杵藤農林事務所（鹿島新世紀センター）4階会議室
10/25 (水)	10:30～12:00 13:00～15:30	伊万里市、西松浦郡	伊万里保健福祉事務所 別館大会議室
10/27 (金)	10:00～12:00 13:00～16:00	佐賀市（病院等）、小城市	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
11/6 (月)	10:00～12:00 13:00～16:00	神崎市、神埼郡	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
11/7 (火)	10:30～12:00 13:00～15:30	鳥栖市、三養基郡	鳥栖保健福祉事務所 別館 第1会議室
11/8 (水)	10:30～12:00 13:00～15:30	唐津市、東松浦郡	唐津保健福祉事務所 2階大会議室

該当日時等に都合がつかない場合は、他地区での受付も可能です。

なお、佐賀中部保健福祉事務所の駐車場には限りがありますので、佐賀総合庁舎の駐車場もご利用ください。また、上記日程以外で麻薬年間報告を届け出られる場合は、薬務課へ事前連絡の上ご持参ください。